

目 次

- 第1章 目的等（第1条）
- 第2章 輸送の安全を確保するための基本的な方針等（第2条 第3条）
- 第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及び管理の体制
  - 第1節 輸送の安全の確保に関する組織体制（第4条 第6条）
  - 第2節 安全統括管理者等の責務（第7条 第9条）
- 第4章 輸送の安全の確保に関する事業の実施及び管理の方法（第10条 第15条）
- 第5章 施設の管理（第16条 第19条）

第1章 目的等

（目的等）

- 第1条 この規程は、鉄道事業法（昭和61年法律第92号。以下「法」という。）第18条の3第1項の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定めることにより、輸送の安全の水準の維持及び向上を図ることを目的とする。
- 2 輸送の安全の確保については、鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成13年国土交通省令第151号）第3条第1項に規定する実施基準（以下「実施基準」という。）及びこれに関連する規程に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

第2章 輸送の安全を確保するための基本的な方針等

（安全に関する基本的な方針）

- 第2条 鉄道事業の遂行に当たって、知事の定める安全に関する基本的な方針（次条第1項において「基本方針」という。）は、次のとおりである。
- (1) 安全第一の意識をもって、他の鉄道事業者とも連携し、一致協力して輸送の安全の確保に努める。
  - (2) 関係法令及びこの規程その他の輸送の安全の確保のための定め（以下「関係法令等」という。）をよく理解するとともに、これを遵守し、厳正、忠実に職務を遂行する。
  - (3) 常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努める。
  - (4) 職務の実施に当たり、推測に頼らず確認の励行に努め、疑義のあるときは最も安全と思われる取扱いをする。
  - (5) 事故・災害等が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、速やかに安全適切な処置をとる。
  - (6) 情報は漏れなく迅速、正確に伝え、透明性を確保する。
  - (7) 常に問題意識を持ち、必要な変革に果敢に挑戦する。

（輸送の安全を確保するための施策）

- 第3条 輸送の安全の確保に万全を期し、関係職員の資質の維持・向上を図るため、前条の基本方針に基づき、安全重点施策（輸送の安全を確保するために講ずべき措置、その方策、責任者、日程等を取りまとめたものをいう。以下同じ。）を定め、その実施状況を管理するとともに、設備

や輸送の状況等に応じ適宜これを見直すものとする。

- 2 施設管理者は、安全重点施策の実施状況を毎年8月31日までに知事及び安全統括管理者に報告するものとする。
- 3 法第19条に規定する安全報告書は、毎年度9月30日までに公表するものとする。

### 第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及び管理の体制

#### 第1節 輸送の安全の確保に関する組織体制

(知事の責務等)

第4条 知事は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。

- 2 知事は、設備、輸送、要員、投資、予算その他の必要な計画の策定に際し、安全統括管理者及び施設管理者に対し、安全性及び実現可能性の観点からの検証を行わせる。
- 3 知事は、輸送の安全を確保するため、鉄道事業の実施及び管理の状況を把握し、必要な改善を行う。
- 4 知事は、次条により輸送の安全の確保に関する業務を統括する責務を有することとなる者のその職務を行う上での意見を尊重するものとする。
- 5 知事は、事故、事故のおそれのある事態、災害その他輸送の安全確保に支障を及ぼすおそれのある事態(以下「事故・災害等」という。)の規模や内容等に応じ、事故対策本部の設置や責任者、対応方法その他必要な事項を定め、職員に周知・徹底する。

(組織体制)

第5条 鉄道事業における安全の確保に関する体制は、別図のとおりとし、安全統括管理者及び施設管理者等の役割及び権限は、次に定めるとおりとする。

- (1) 安全統括管理者 鉄道輸送の安全の確保に関する業務を統括する。
  - (2) 施設管理者 施設に関する事項を統括する。
  - (3) 企画政策部長 並行在来線対策室及び青森県鉄道管理事務所を含む企画政策部の事務を掌理し、安全統括管理者と連携し、鉄道輸送の安全の確保に必要な予算・要員の措置等を行う。
  - (4) 並行在来線対策室長 企画政策部長の命を受け、施設及び青森県鉄道管理事務所に関する事務を所掌する。
- 2 安全統括管理者を選任し、又は解任等したときは、これを関係職員等に周知する。
  - 3 安全統括管理者及び施設管理者は、輸送の安全の確保に関し、施設に関する計画に必要な基礎的情報その他の必要な情報に係る相互の連絡を緊密にし、打合せを正確に行うことにより、各々の業務を適切に遂行し、管理するものとする。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第6条 安全統括管理者は、青い森鉄道株式会社の部長またはこれに準ずる職にある者のうち、法及び鉄道事業法施行規則(昭和62年運輸省令第6号)第36条各号に規定する要件のいずれにも該当する者のうちから知事が任命する。

- 2 安全統括管理者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなったときは、知事は、当該安全統括管理者を解任することができる。
  - (1) 法第18条の3第7項の規定による国土交通大臣の解任命令が出された場合

- (2) 身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になった場合
  - (3) 前2号に定める場合のほか、当該安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合
- 3 安全統括管理者が事故等により一時的に職務を遂行することができないと認められるときは、知事は、その職務を代行する者を指名する。

## 第2節 安全統括管理者等の責務

### (安全統括管理者の責務)

第7条 安全統括管理者は、輸送の安全の確保に関し、次に掲げる責務を有する。

- (1) 関係職員に対し、関係法令等の遵守と安全第一の意識を徹底させること。
- (2) 輸送業務の実施及び管理の状況について、随時、確認を行い、必要な改善の措置を講じること。
- (3) 輸送の安全の確保に関する事業運営上の重要な決定に参画し、知事及び関係職員に対し、輸送の安全の確保に関し必要な意見を述べること。
- (4) 輸送の安全の確保に関し、事故・災害等に関する情報その他必要な情報を収集し、施設管理者にこれを伝達し、又は必要な指示を行うこと。

### (施設管理者)

第8条 施設管理者には、青森県鉄道管理事務所長をもって充てる。

- 2 施設管理者が事故等によりその職務を遂行することができないと認められるときは、当該施設管理者の役職の次席に相当する者が臨時にその職務を代行する。

### (施設管理者の責務)

第9条 施設管理者は、輸送の安全の確保に支障を及ぼすことのないよう施設を維持管理するため、次に掲げる業務を管理する責務を有する。

- (1) 施設の建設、改良、保守及び検査(以下「工事等」という。)に係る実施計画の作成及び変更並びにその実施状況の管理に関する業務
  - (2) 施設の構造及び仕様、車両の構造及び仕様並びに運転の取扱いに係る整合性の確保に関する業務
  - (3) 施設の工事等に係る作業を行う場合の安全の確保に関する業務
  - (4) 列車の運転の安全に直接影響を与える施設の状態、線路の保全に影響のある気象情報など、運転管理のために必要となる情報の伝達に関する業務
  - (5) 工事等の作業に係る要員の資質の維持・管理に関する業務
- 2 施設管理者は、工事等に係る実施計画の検討に当たり、施設関係の職員、設備の状況その他の事項を総合的に勘案し、安全性及び実現可能性の検証を行うものとする。
- 3 施設管理者は、施設関係の職員に対する教育・訓練を適切に管理するものとする。
- 4 施設管理者は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者との連絡、調整を密にするものとする。

## 第4章 輸送の安全の確保に関する事業の実施及び管理の方法

### (業務報告)

第10条 安全統括管理者は、業務の実施に関し、施設管理者その他の者に対し、不安全行動などの安全を損なう事態について随時報告を求めるものとする。

2 知事及び関係職員は、輸送の安全の確保に関し、相互に必要な情報を伝達するよう努めなければならない。

3 安全統括管理者は、輸送の安全の確保に関し、関係職員に周知することが必要と認められる情報について、関係職員が共有できるようにするものとする。

### (事故防止対策の検討)

第11条 安全統括管理者は、事故・災害等その他輸送の安全の確保に資する情報を分析、整理し、事故防止対策の検討を行うものとする。

2 安全統括管理者は、前項の検討の結果、不安全事象の再発防止及び安全意識の向上の観点から重要な事項について、関係職員が共有できるようにするものとする。

### (事故、災害等の報告及び対応)

第12条 関係職員は、事故・災害等に対する責任者、対応方法その他必要な事項をよく理解し、事故・災害等が発生した場合は、必要な対応をとらなければならない。

2 事故・災害等の発生を知ったときは、関係職員は、安全統括管理者又は施設管理者にその情報を速やかに報告しなければならない。

3 責任者は、法令等の定めにより、関係行政機関に速やかに報告しなければならない。

4 前各項に定めるもののほか、事故・災害等の対応については、青森県地域防災計画に基づく青い森鉄道線に係る災害時初動マニュアル及び青い森鉄道株式会社が定める運転取扱実施基準によるものとする。

### (業務の確認)

第13条 安全統括管理者は、適宜事業所へ赴き、輸送に係る業務の実施及び管理の状況を確認することにより、潜在する危険要因を抽出し、業務改善が必要な事項についての的確な措置を講ずるものとする。

### (安全管理体制の維持のための教育訓練)

第14条 安全統括管理者は、関係法令等の周知その他の安全管理体制の維持、改善に必要な教育、訓練の実施の方法について定めるものとする。

### (関係法令等の備付け及び記録の管理等)

第15条 関係法令等その他必要な資料等は、各担当部署に備え、適切に保管するものとする。

2 前項に定めるもののほか、文書類の管理については、青森県文書取扱規程(昭和36年8月青森県訓令甲第27号)に定めるところによる。

## 第5章 施設の管理

### (施設の管理の体制)

第16条 施設の管理に関する体制は別図のとおりとする。

- 2 施設管理者は、施設の建設又は改良に当たり、安全重点施策に基づき、安全性及び信頼性の向上の必要性、車両及び将来の運行計画との整合性等を勘案し、整備実施計画を策定し、安全統括管理者に報告するものとする。
- 3 施設管理者は、施設の建設又は改良の実施及び竣工の検査等に当たっては、関係者との連携を密にし、輸送の安全の確保に支障が生じないように計画するものとする。
- 4 施設管理者は、安全重点施策に基づき、施設の検査実施計画及び維持管理実施計画を策定し、並びに検査結果をとりまとめ、安全統括管理者に報告するものとする。
- 5 施設管理者は、整備実施計画、検査実施計画又は維持管理実施計画を変更したときは、その旨安全統括管理者に報告するものとする。

### (工事等を行う場合の安全の確保)

第17条 施設管理者は、工事等を行うに際し、計画段階から列車の運行の安全確保及び触車事故防止の観点に立ち、工事等の内容について確認するものとする。

- 2 工事等に携わる職員(請負業者を含む。以下「工事等職員」という。)は、工事等の施工段階において、作業内容等に応じ関係者と作業内容、作業方法、作業手順等について十分打合せを行うものとする。
- 3 工事等職員は、作業着手前、作業中、作業終了後において、列車の運行状況の把握や軌道変状等の不具合事象の発生時の対応、作業後の安全確認を定められた手順に従い、確認、連絡するものとする。
- 4 施設管理者は、線路を閉鎖して又は保守間合いにおいて工事等を行う場合は、その手続等に関する事項を定め、これを周知し、徹底するものとする。
- 5 施設管理者は、工事等に伴う列車の安全確保のため、工事等職員に対し、列車の運行状況等の必要な情報を提供するものとする。
- 6 施設管理者は、他の鉄道事業者や他の現場において発生した事故・災害等に係る情報の入手に努め、工事等職員に対し、周知を図るものとする。
- 7 施設管理者は、安全に使用できる状態にない施設を使用しないようにするため、工事等に係る作業の方法、手順等を定め、これを周知、徹底するものとする。
- 8 施設管理者は、列車の運行に支障を及ぼすおそれのあるときは、運転指令その他必要な者に対し、速やかに連絡するものとする。

### (施設関係係員の資質管理)

第18条 施設管理者は、工事等職員の適性、知識及び技能の確認、維持が図られるよう適切な措置を講ずるものとする。

### (施設の工事等に関する業務の受委託)

第19条 施設の保守作業及び設備指令に関する業務の委託先は、施設管理者が適格と認める者のうちから選定するものとする。

2 施設管理者は、委託業務の種類、範囲、作業に必要な情報の管理（異常時における連絡通報体制を含む。）、受託者の業務管理体制、教育訓練体制及び係員に必要な資格について定め、受託者に周知、徹底するものとする。

別図 安全の確保及び施設の管理に関する体制

第5条、第16条

